

明治十年三月廿一日 鹿島
三月 出版

そのく今故
鹿兒島縣下果
一月二十一日夜を初め部下の連署
度（道統多人救不むに押入
小銃弾薬等々を奪取九月二日
二月廿夜ふたも同起知是金堅
儀の官吏を捕し倉庫を破り
物名をあげて抹殺あり
標札を掲げ改元不日
郵政大平塔を奪取時
港（油統破油をるんだけ
を他の家名を引とめ
去るをうて之を香を
初めそのハヤチガキを
秋のたけ言 権めあて河村海軍少将内務少輔の
去るを現狀を以てて鹿兒島へはるるに鹿島へはるる
属を二名を捕取一現狀を以てて鹿島へはるるに鹿島へはるる
近中簡先を穿入（此方より）船の機を解きしを傍の
海岸へ破を投一方向縣令（軍機を）紀を以て連署の
倉庫強奪を暴奪しより去るを以てて鹿島へはるるに鹿島へはるる
聖書友史あまを以てて鹿島へはるるに鹿島へはるるに鹿島へはるる
初め一先物を以てて鹿島へはるるに鹿島へはるるに鹿島へはるる
上奏しあまを以てて鹿島へはるるに鹿島へはるるに鹿島へはるる
桐野利秋條原國幹等政府（身問を）存止
凶徒を引取一現狀を以てて鹿島へはるるに鹿島へはるるに鹿島へはるる
丸薬一玉を奪取法世を以てて鹿島へはるるに鹿島へはるるに鹿島へはるる
去るを以てて鹿島へはるるに鹿島へはるるに鹿島へはるるに鹿島へはるる
吉野縣令

鹿兒島縣 有 其 初 幕



鹿島縣令

